

2026年5月12日

お客様各位

日本証券金融株式会社

「振替決済口座管理規定」の一部改正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)の改正に伴い「振替決済口座管理規定」を下記のとおり改正いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本件についてご不明な点などがございましたら、お手数ではございますが、弊社窓口までご照会くださいますようお願いいたします。

今後とも、弊社の業務運営にご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 「振替決済口座管理規定」の一部改正新旧対照表・・・別紙

〔改正内容〕

- ・ 規定において引用している「法人番号」の定義規定を番号法第2条第15項から同条第16項へ変更いたします。(第3条の2)

2. 改正日

2026年5月12日(火)

以 上

【本件に関するお問合せ窓口】

日本証券金融株式会社 貸借取引部 業務推進課

TEL : (03)3664-3430 FAX : (03)3667-0575

E-mail : t-support@jsf.co.jp

「振替決済口座管理規定」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p style="text-align: center;">株式等振替決済口座管理規定</p> <p>(共通番号の届出)</p> <p>第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第<u>16</u>項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>	<p style="text-align: center;">株式等振替決済口座管理規定</p> <p>(共通番号の届出)</p> <p>第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第<u>15</u>項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>
<p style="text-align: center;">日本証券金融株式会社</p> <p>平成26年 6月20日 改正制定 平成27年 1月 5日 一部改定 平成27年 6月30日 一部改定 平成28年 1月 4日 一部改定 2020年 4月 1日 一部改定 2021年10月 1日 一部改定 2022年12月 1日 一部改定 <u>2026年 5月12日 一部改定</u></p>	<p style="text-align: center;">日本証券金融株式会社</p> <p>平成26年 6月20日 改正制定 平成27年 1月 5日 一部改定 平成27年 6月30日 一部改定 平成28年 1月 4日 一部改定 2020年 4月 1日 一部改定 2021年10月 1日 一部改定 2022年12月 1日 一部改定</p>